

奈良県森林環境保全緊急間伐事業について

森林の有する多様な公益的機能を将来にわたって維持・発揮するための新たな方策として、森林環境を県民全体が守るべき貴重な環境資源と捉え、すべての県民で守り育てる意識の醸成とその施策に要する経費確保の観点から「奈良県森林環境税」が平成18年度から5年間導入されます。この使途として、森林との多様な交流の推進、森林環境教育等の推進、森林を守るための公的関与の3つがありますが、本村ではその内の森林を守るための公的関与として、放置森林について、その森林所有者と県が整備協定を締結し、間伐を緊急に実施することによる森林の機能増進等を図る森林環境保全緊急間伐事業が実施されています。

事業の条件を満たす森林について、間伐率(本数率)40%以上、切捨間伐で事業費は100%奈良県が負担します。

○ 上北山村(吉野郡)で事業の対象になる森林は？

《場所》

県が間伐を早急に実施すべき森林の中でも、県民に事業効果が目に見えるという観点から、景観保全に重点が置かれており、次の優先順位を基本にそれぞれの緊急性を考慮して実施される。

1. 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の大峰奥駈道周辺地域(「道」より片側200m程度)
2. 吉野熊野国立公園圏内
3. 村が重要と位置づけた地域

ただし、その中にあっても①～④のいずれかに該当する森林所有者は原則除外されます。

＜対象から除外される森林所有者＞

- ① 森林組合役職員
- ② 法人でその定款の事業内容に林業を目的としている場合
- ③ 大企業が森林所有者
- ④ 県職員、市町村職員が森林所有者

《条件》

対象とする森林は①～③の全て満たす森林

- ① 手入れの遅れたスギ・ヒノキ放置人工林
- ② 10年間以上、間伐を実施していない
- ③ 3齢級以上の人工林

○ 緊急間伐事業の施業方法は？

間伐率は、本数率で40%以上。1箇所あたりの施業面積0.1ha以上。間伐方法は原則切捨で。但し、景観上の配慮から必要な箇所について木寄せ・玉切り・集積を実施。

○ どのような手続きが必要か？

事業を実施するためには、緊急間伐事業の実施に関する「協定」を県知事・村長・森林所有者の三者で締結する必要があります。協定の締結期間は当該森林の緊急間伐終了後から起算して10年後の年度末までです。

事業後、10年間は皆伐が出来ません。

＜具体的には・・・＞

森林組合に「緊急間伐マネージャー」(世話人的な業務)をお願いしています。組合より対象森林条件に適合するとして抽出された情報を基に、村で場所や所有者条件を考慮し、「緊急間伐マネージャー」と相談しながら対象候補地を選定します。

私の森林は該当するのでは・・・と思われる方は一度ご相談下さい。

○ 諸条件に該当すれば間伐をしてもらえるのか？

「奈良県森林環境税」は平成18年度から5年間の時限条例による県税です。奈良県は「5年間における間伐面積は財源となる税収入から、約3,500ha程度と試算しており、県内における放置された人工林の整備を網羅することはできない。」としています。このように、諸条件に該当しても必ずしも事業が実施できるとは限りません。

平成18年度は奈良県下で500haを超える面積が実施されていますが、本村ではその内約35haが、また、平成19年度には約50ha、平成20年度には約33aが実施されました。

○ 誰が実際に間伐の業務をするのか？

本村における、間伐の業務(選木・伐倒・その他)を実施する者は競争入札により決定します。(奈良県治山事業森林整備に係る競争入札参加資格者登録要領に準拠する「上北山村森林整備に係る競争入札参加資格者登録要領」により登録された事業者による競争入札)

【施業履歴等に関する問い合わせ】

吉野きたやま森林組合 TEL 07468-6-0311

【緊急間伐事業に関する問い合わせ】

上北山村建設産業課 林業係 TEL 07468-2-0001/FAX07468-3-0265